

第2章 障がい者を取りまく現状

1 障がい者の状況

*注) 元号の変更は2019年5月1日ですが、4月1日現在のデータでも令和元年(元年・R1)で表記しています。

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市における身体障害者手帳*、療育手帳*および精神障害者保健福祉手帳*の所持者数は、令和2年4月1日現在、合わせて4,444人となっており、平成21年と比較すると、約7%の増加となっています。

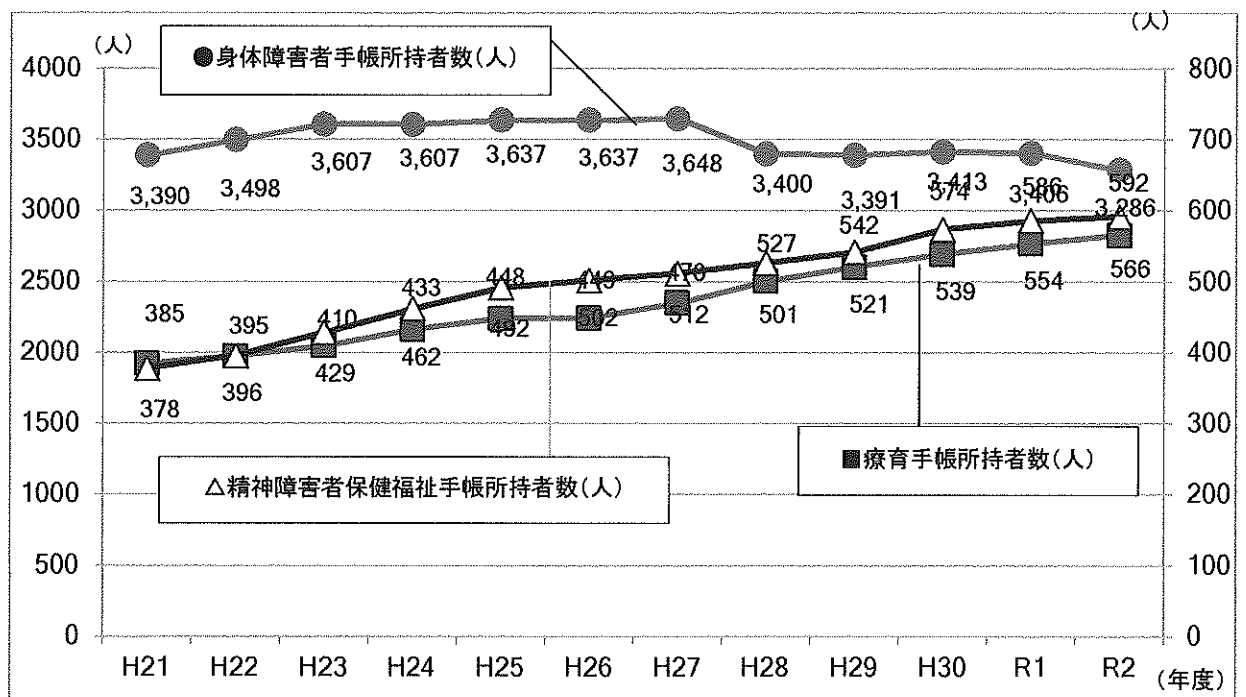
このうち身体障害者手帳の所持者は、(ほぼ横ばいですが*注)、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、増加の一途をたどっており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成21年比で約1.5倍となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移

(人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
身体障害者手帳所持者数	3,390	3,498	3,607	3,607	3,637	3,637	3,648	3,400	3,391	3,413	3,406	3,286
療育手帳所持者数	385	395	410	433	448	449	470	501	521	539	554	566
精神障害者保健福祉手帳所持者数	378	396	429	462	492	502	512	527	542	574	586	592
計	4,153	4,289	4,446	4,502	4,577	4,588	4,630	4,428	4,454	4,526	4,546	4,444

(各年度4月1日現在:山梨県障害福祉課資料)



- * **身体障害者手帳**…視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に永続する一定の障がいのある人に対して交付される手帳のことで、障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。この手帳を取得することにより、障がい種別とその程度に応じた各種サービスを利用することができる。
- * **療育手帳**…山梨県の障害者相談所または児童相談所において、医学的、心理学的判定等により、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳のことで、障がいの程度によってA-1からB-2までの6段階に区分される。この手帳を取得することにより障がい程度に応じた各種サービスを利用することができる。
- * **精神障害者保健福祉手帳**…精神疾患を有する人および発達障がいのある人（知的障がいのある人を除く）で、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある人に対して交付される手帳のことで、障がいの程度によって1級から3級までに区分される。この手帳を取得することにより、障がい程度に応じた各種サービスを利用することができる。
- *注）身体障害者手帳所持者数が、平成27年度から平成28年度にかけて大幅に減少しているのは、県の台帳整理による影響が大きいと考えられる。

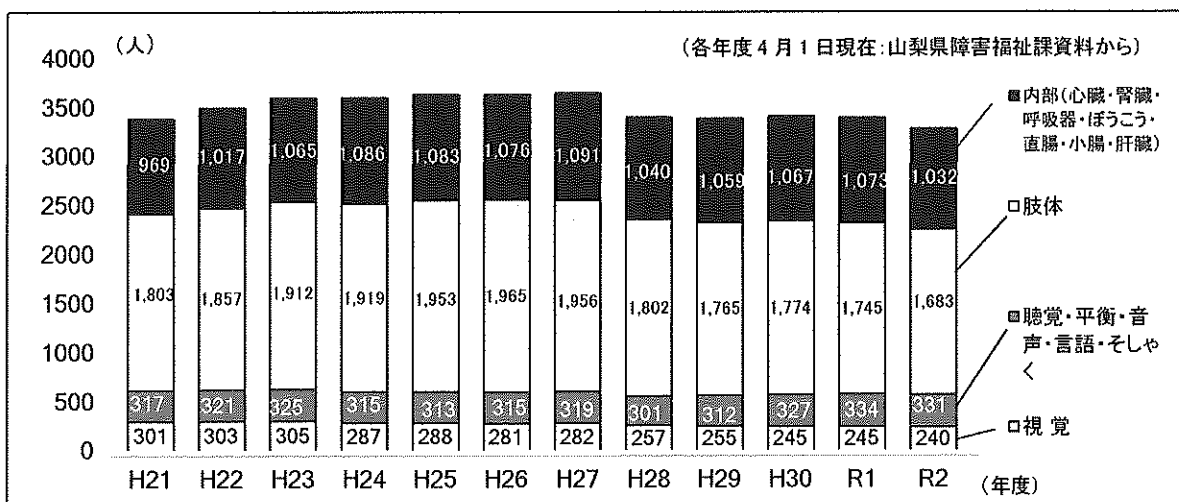
(2) 身体障害者手帳所持者の状況

■ 障がい種別による状況

(人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
視覚	301	303	305	287	288	281	282	257	255	245	245	240
聴覚	273	279	279	273	270	273	276	261	270	286	295	295
平衡	5	5	5	5	5	6	6	6	7	7	7	7
音声・言語・そしゃく	39	37	41	37	38	36	37	34	35	34	32	29
肢体	1,803	1,857	1,912	1,919	1,953	1,965	1,956	1,802	1,765	1,774	1,745	1,683
心臓	621	655	669	685	662	662	676	653	664	657	648	620
腎臓	161	171	190	190	195	198	203	195	201	207	211	206
呼吸器	71	75	81	85	92	83	75	61	58	60	67	62
ぼうこう・直腸	116	116	121	121	129	126	130	122	126	134	137	133
小腸	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
肝臓			4	5	5	7	7	8	9	8	9	10
合計	3,390	3,498	3,607	3,607	3,637	3,637	3,648	3,400	3,391	3,413	3,397	3,286

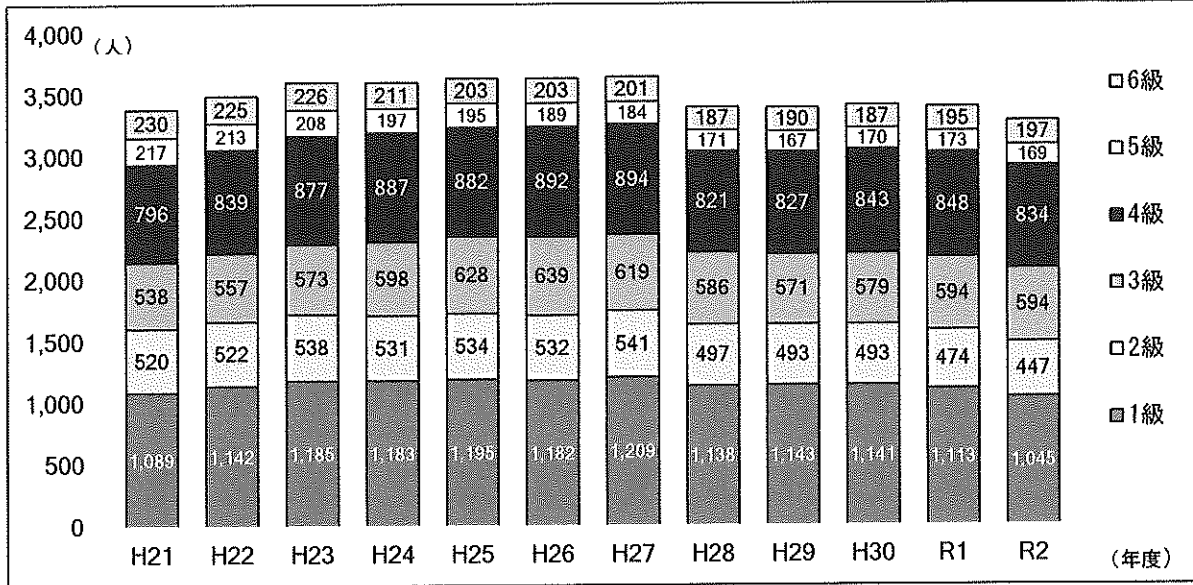
(各年度4月1日現在:山梨県障害福祉課資料)



身体障害者手帳所持者の障がい種別による状況を見ると、肢体、視覚の障がい者数が減少もしくは横ばい傾向であるのに対して、内部障がい（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓）、聴覚・平衡・音声・言語・そしゃくの人数が増加傾向にあります。

■障がい等級による状況

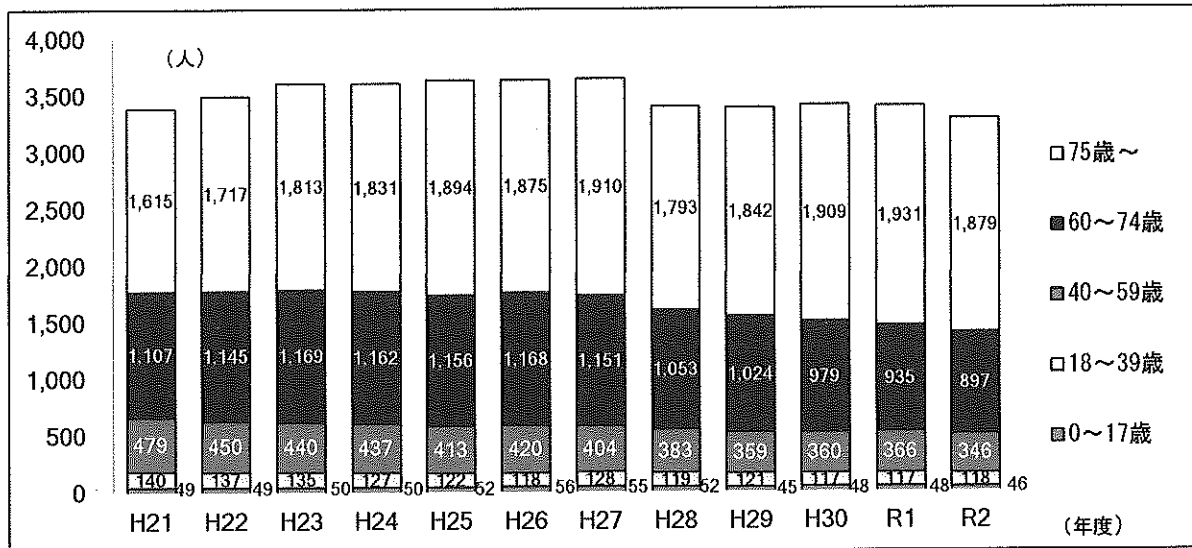
(各年度4月1日現在:山梨県障害福祉課資料から)



身体障害者手帳所持者の障がい等級による状況を見ると、1級～2級、5級～6級の人が減少傾向にあるのに対して、3級～4級の方は増加傾向にあります。これは障がい種別において内部障がいの人数が増加傾向にあることとの関連性が強く、医学や医療技術の進歩などによって障がいの重度化を防いでいるとも読み取ることができます。

■年齢による状況

(各年度4月1日現在:山梨県障害福祉課資料から)



身体障害者手帳所持者の年齢別の状況を見ると、74歳未満の層が減少または横ばい傾向であるのに対して、75歳以上の人数が増加しており、障がい者の高齢化が進んでいることがみてとれます。

(3) 療育手帳所持者の状況

■ 障がい程度による状況

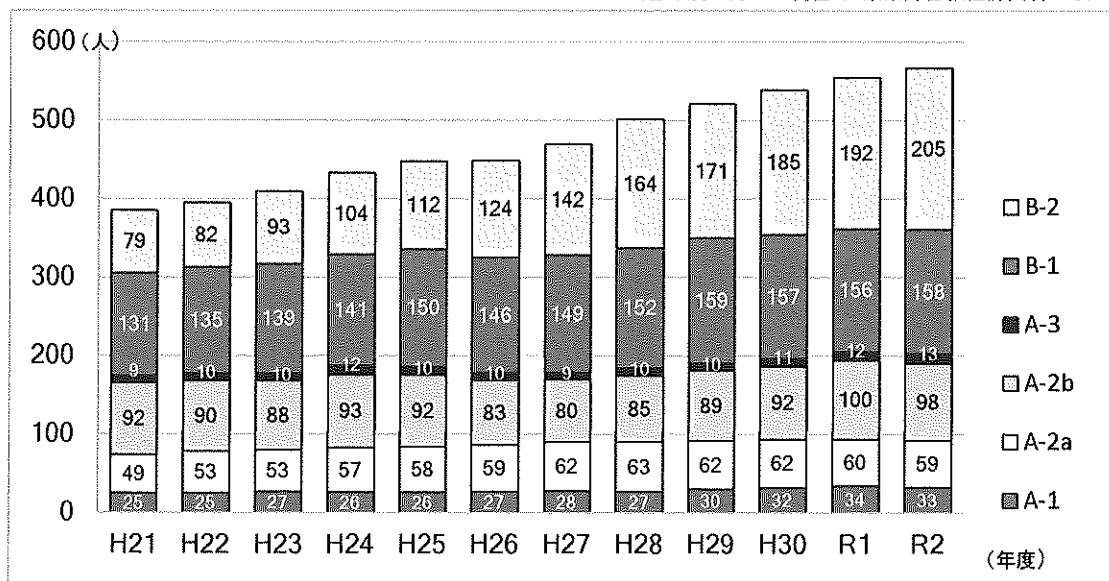
	(人)											
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
A-1	25	25	27	26	26	27	28	27	30	32	34	33
A-2a	49	53	53	57	58	59	62	63	62	62	60	59
A-2b	92	90	88	93	92	83	80	85	89	92	100	98
A-3	9	10	10	12	10	10	9	10	10	11	12	13
B-1	131	135	139	141	150	146	149	152	159	157	156	158
B-2	79	82	93	104	112	124	142	164	171	185	192	205
計	385	395	410	433	448	449	470	501	521	539	554	566

(各年度4月1日現在:山梨県障害福祉課資料)

療育手帳の程度区分

A-1	最重度または重度の知的障害かつ身体障害1~2級
A-2a	最重度の知的障害
A-2b	重度の知的障害
A-3	中度の知的障害かつ身体障害1~3級
B-1	中度の知的障害
B-2	軽度の知的障害

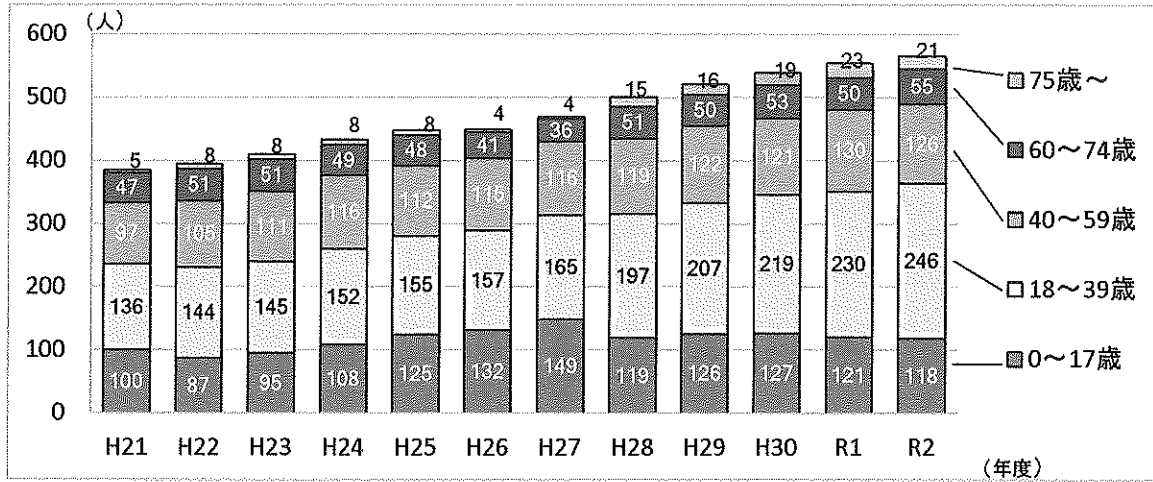
(各年度4月1日現在:山梨県障害福祉課資料から)



療育手帳所持者の程度区分別の状況をみると、全体的に増加傾向にあります。中でも軽度の知的障がい (B-2) の人の増加が顕著です。

■ 年齢による状況

(各年度4月1日現在:山梨県障害福祉課資料から)



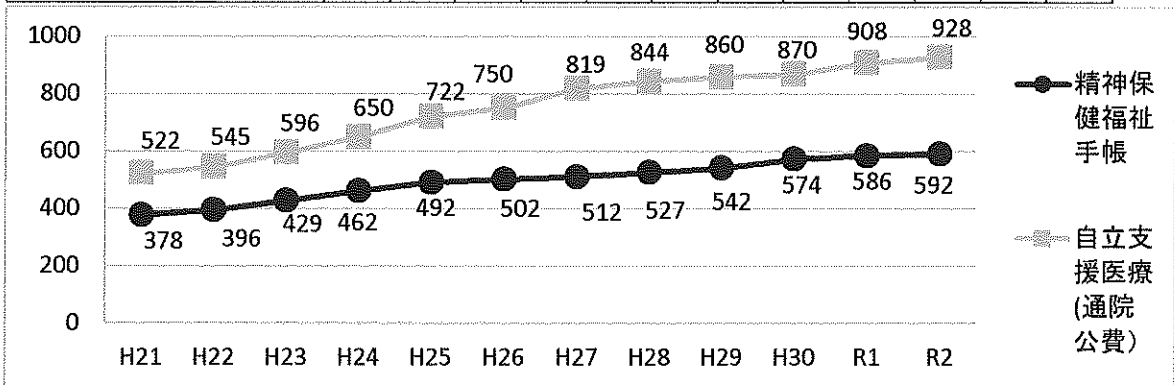
療育手帳所持者の年齢別の状況を見ると、60歳以上の年齢層が横ばい傾向であるのに対して、60歳未満の年齢層は、全体を通じて増加傾向にあり、特に18~39歳の年齢層での増加が目立ちます*注)。

*注) 平成27年度から平成28年度にかけ年齢構成に大きな変動があるのは、県の台帳整理による影響と考えられる。

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

■ 精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療(精神通院)受給者数の状況 (人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
精神障害者保健福祉手帳所持者数	378	396	429	462	492	502	512	527	542	574	586	592
自立支援医療(精神通院)受給者数	522	545	596	650	722	750	819	844	860	870	908	928



(各年度4月1日現在:山梨県障害福祉課資料から)

精神障害者保健福祉手帳所持者、**自立支援医療(精神通院)***受給者ともに増加傾向にありますが、特に自立支援医療(精神通院)受給者数の伸びが著しくなっています。

* **自立支援医療(精神通院)**…精神の障がいにより指定医療機関に通院する場合に、医療給付を行う制度。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けなくても、医師の診断等により受給することができる。

2 障がい者の意向（アンケート調査から）

本計画を策定するにあたり、障がい者の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向、意見などを把握することにより、障がい当事者や家族等の実情を反映した施策の推進を図るため、障がい者本人を対象にアンケート調査を実施しました。

(1) アンケート調査の概要

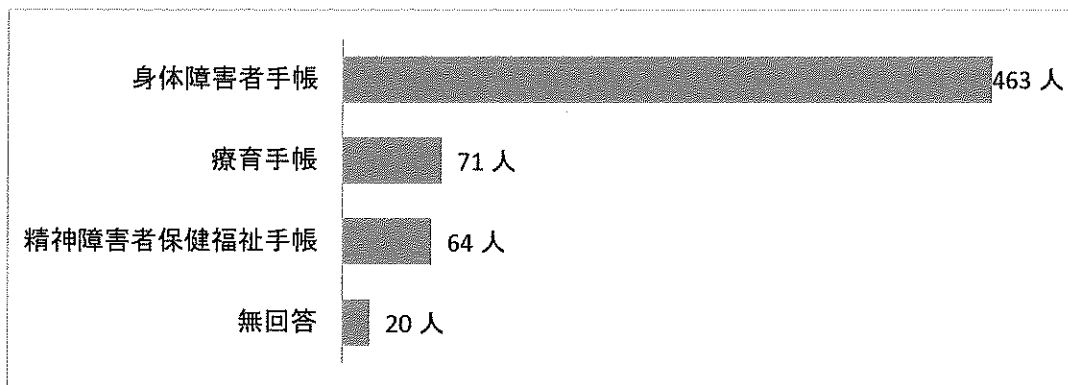
■ 調査対象

令和2年4月現在、笛吹市に居住する身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者のうち75歳未満の方1,000人を無作為に抽出

	総数	うち75歳未満	調査数
身体障害者手帳所持者	3,057	1,284	771
療育手帳所持者	465	444	92
精神障害者保健福祉手帳所持者	652	541	137
計	4,174	2,310	1,000

- 調査期間 令和2年4月27日（月）～5月25日（月）
- 調査方法 郵送配付・郵送回収による。
- 回答方法 障がい者本人が記入（障がい等により本人が記入できない場合は、家族等が代筆または本人の意向を尊重して記入）
- 回答数 564票（有効回収率 56.4%）

■ 回答者の所持する障害者手帳の種別（アンケート調査の回答内容から）



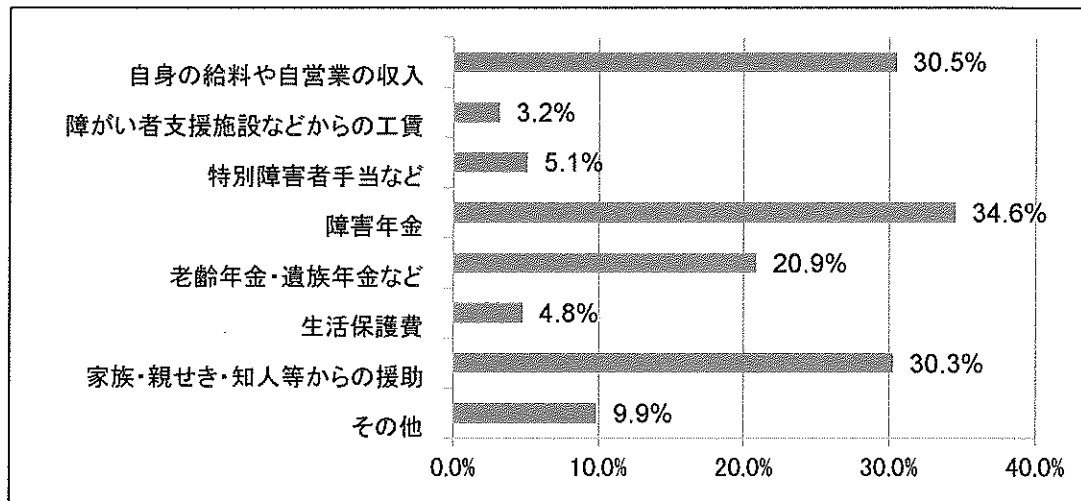
※複数の障害者手帳を所持する人もいるため、アンケート回答数の合計（564票）と一致しません。

(2) 調査結果の概要

アンケート調査では、全部で43項目の質問を行いました。この項では、調査結果の一部を抜粋して紹介します。(※本項に記述のない質問項目の結果は資料編に掲載)

■障がい者の生活を支える収入源は？

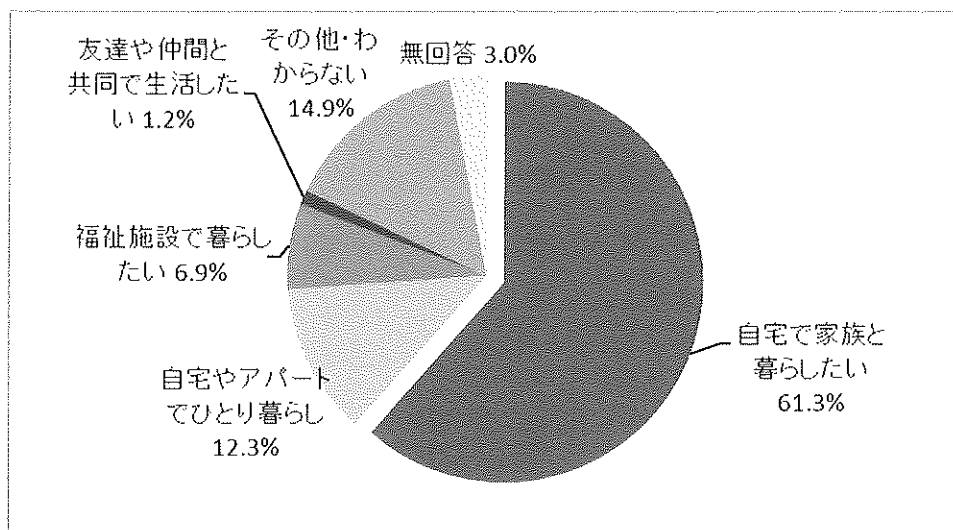
【質問】あなたの生活を支えている収入源は何ですか。(※複数回答可)



給料等や年金など自らの収入で自活できていると考えられる反面、家族からの援助に頼って生計を立てている状況もあることから、二極化の傾向がみられます。

■将来どのように暮らしたいか？

【質問】あなたは、将来どのように暮らしたいですか。

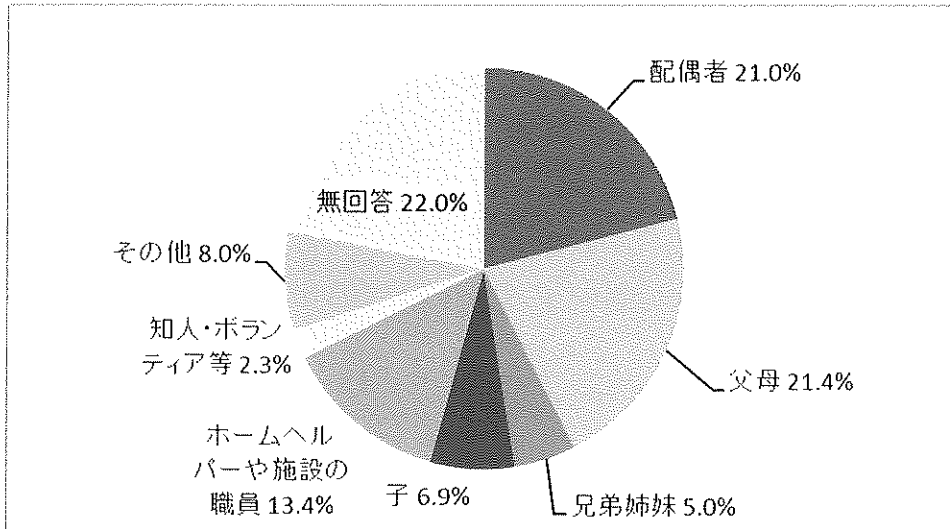


「自宅で家族と暮らしたい」と答えた人が60%を超えています。一方で、「ひとりで暮らしたい」と答えた人は、12.3%でした。

■ 介助・支援の担い手は？

【質問】（日常生活において、何らかの介助・支援を必要とする人に伺います。）

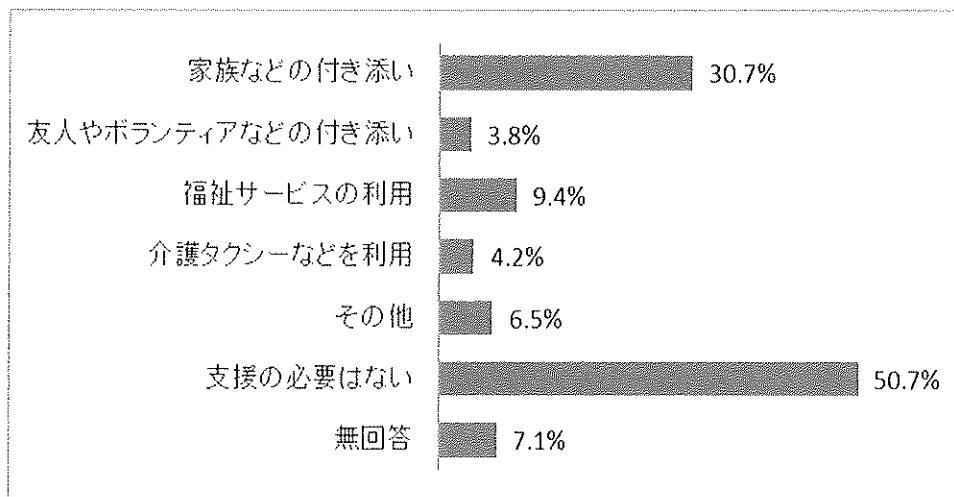
主にあなたの介助や支援をしてくれる人はどなたですか。



主な介助、支援者は、「配偶者」「父母」で約43%、「兄弟」「子ども」まで含めると50%を超え、日常生活の介助や支援は、家族が担っている状況がうかがわれます。

■ 外出時に必要な支援は？

【質問】あなたが外出するとき、何らかの支援が必要ですか。（※複数回答可）

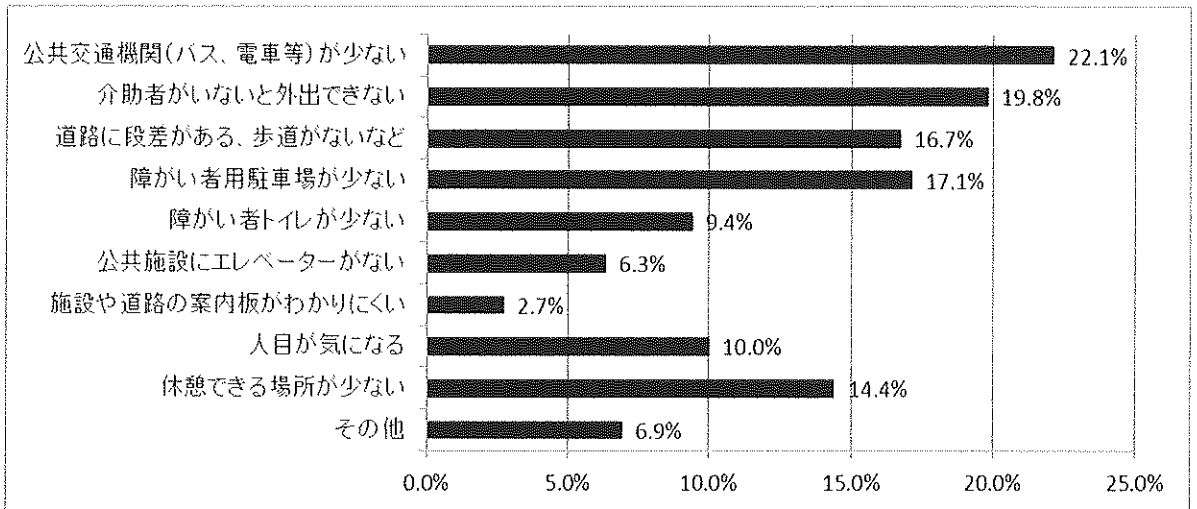


一人で外出できない障がい者が外出する際は、その多くを家族等が担っているのが現状で、家族等への負担が大きくなっています。

■ 外出時に困ることは？

【質問】あなたが外出するとき、不便や不安を感じることはどんなことですか。

(※複数回答可)

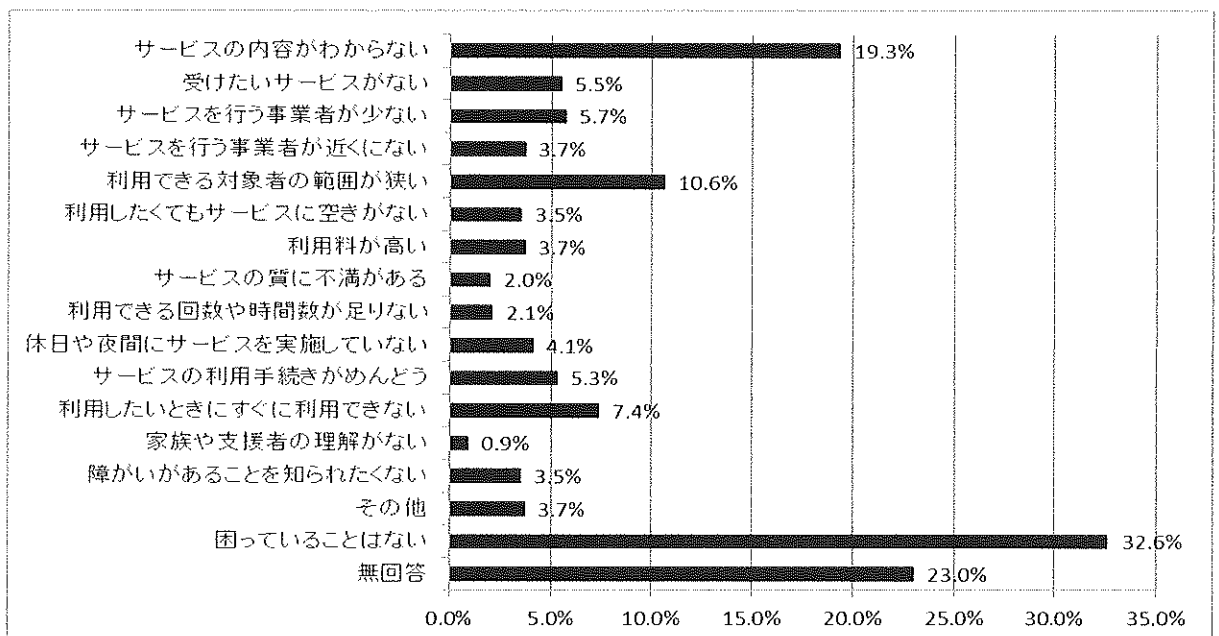


外出時の不便や不安として、公共交通機関（バス、電車等）の少なさが多く挙げられており、自動車の運転ができない障がい者の移動手段の確保が求められています。

■ 障害福祉サービスの利用に困ることは？

【質問】あなたが障害福祉サービスを利用するときに困っていることは何ですか。

(※複数回答可)

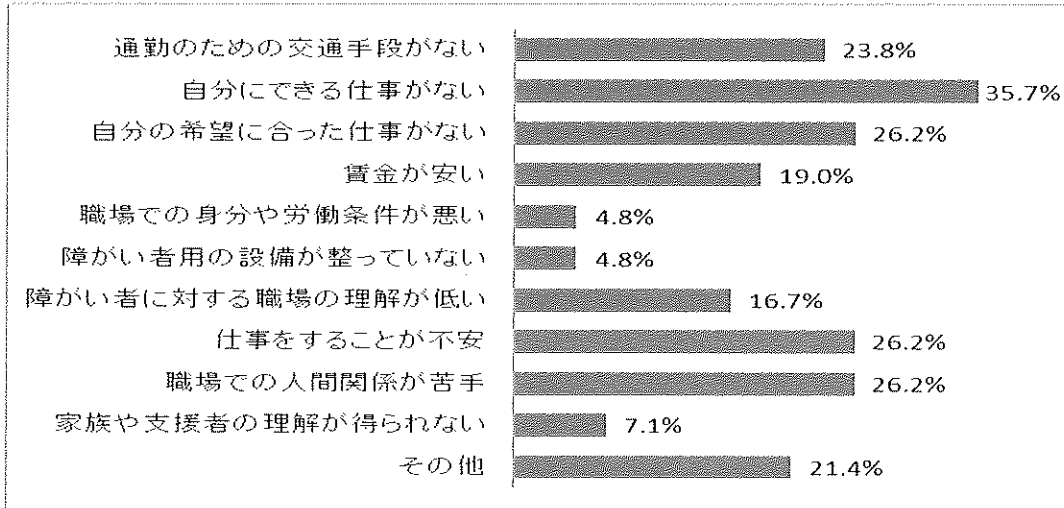


「サービスの内容が分からない」と答えた人が19.3%となっており、制度やサービス内容の情報提供の充実が求められています。また、「利用できる対象者の範囲が狭い」、「利用したい時にすぐに利用できない」、「サービスを行う事業者が少ない」、「受けたいサービスがない」、「利用手続きがめんどろ」などの声が多く挙がっており、サービスの充実や利用手続きの簡素化などが求められています。

■ **仕事に就けない理由は？**

【質問】（現在仕事に就いていない人のうち、「働きたいが働けない」「仕事が見つからない」と答えた人に伺います。）

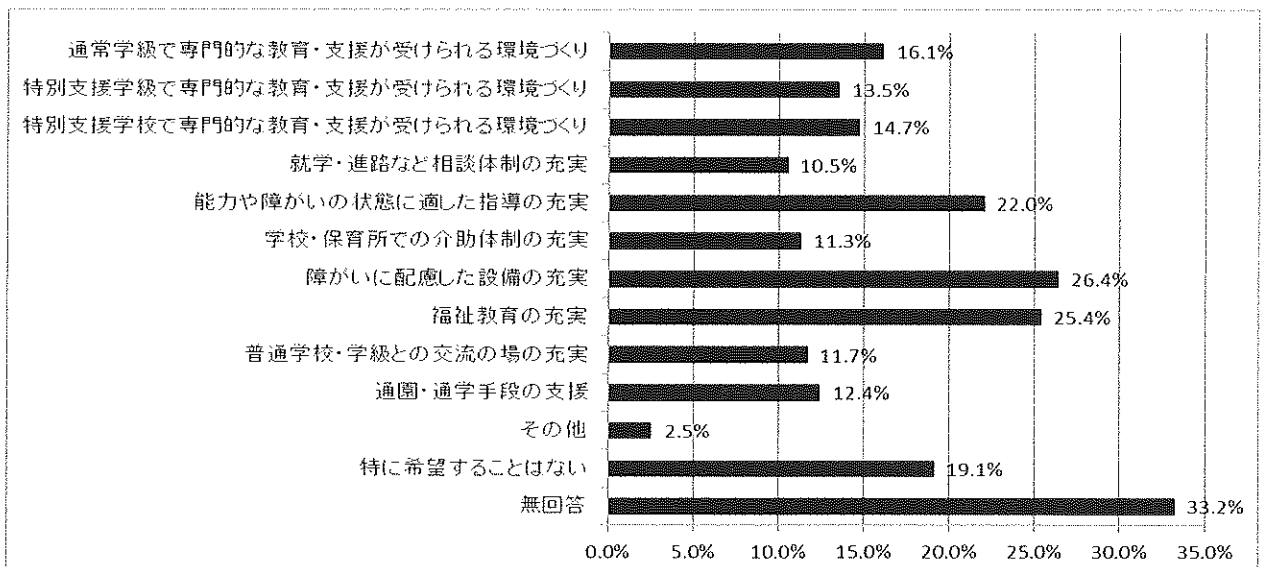
「働けない理由」「仕事が見つからない理由」は何ですか。（※複数回答可）



「自分にできる仕事がない」と答えた人が 35.7%、「自分の希望にあった仕事がない」、「仕事をするのが不安」、「職場での人間関係が苦手」が 26.2%となっており、就職に踏み出すためのこころの支援や就業後の悩みを相談する体制の強化が必要です。

■ **教育や保育に望むこと 市に優先して取組んで欲しいことは？**

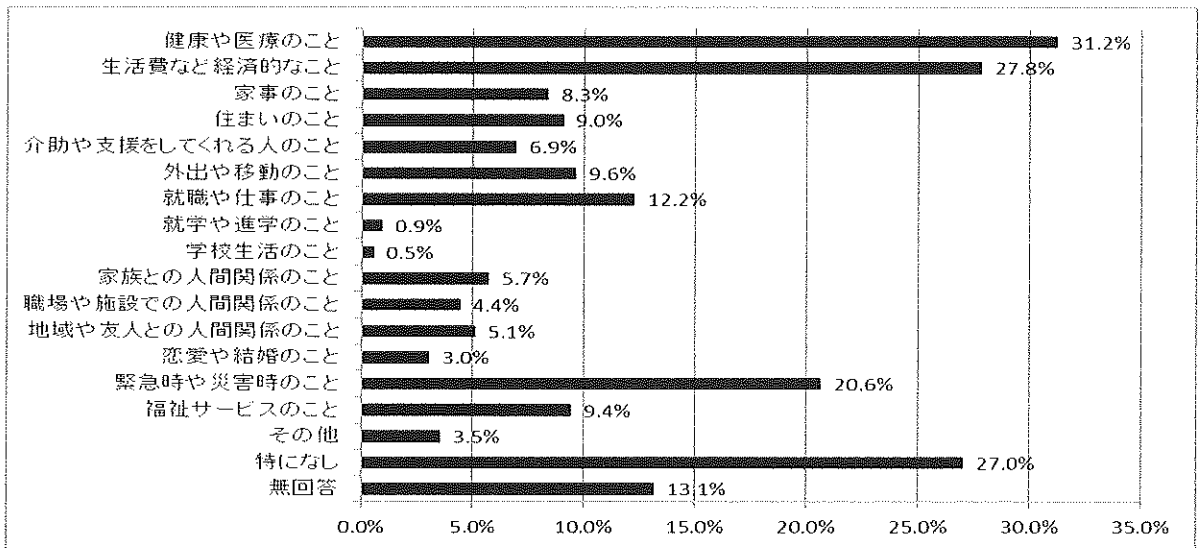
【質問】あなたが教育や保育に望むことや市に優先して取組んで欲しいと思うことは何ですか。（複数回答可）



教育や保育に望むこと、市に優先して取組んで欲しいこととしては、「障がいに配慮した設備の充実」が 26.4%、「福祉教育の充実」が 25.4%となっています。また、「能力や障がいの状態に適した指導の充実」が 22%と高い回答率となっています。教育や保育の場でも障がい理解の促進が必要です。

■ 悩んでいること、相談したいことは？

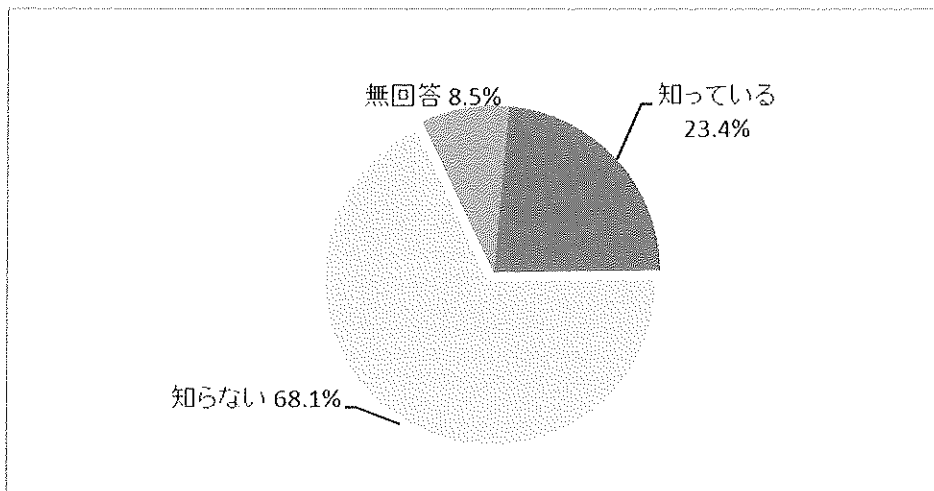
【質問】あなたが現在、悩んでいることや相談したいことは何ですか。（※複数回答可）



悩んでいることや相談したいことは、「健康や医療のこと」と回答したのが31.2%、また「生活費など経済的なこと」、「緊急時や災害時のこと」などが20%を超える回答を得ています。また、「就職や仕事のこと」、「外出や移動のこと」、「福祉サービスのこと」の回答率も高くなっています。

■ 「障がい者基幹相談支援センター」の認知度は？

【質問】あなたは「障がい者基幹相談支援センター*」のことを知っていますか。



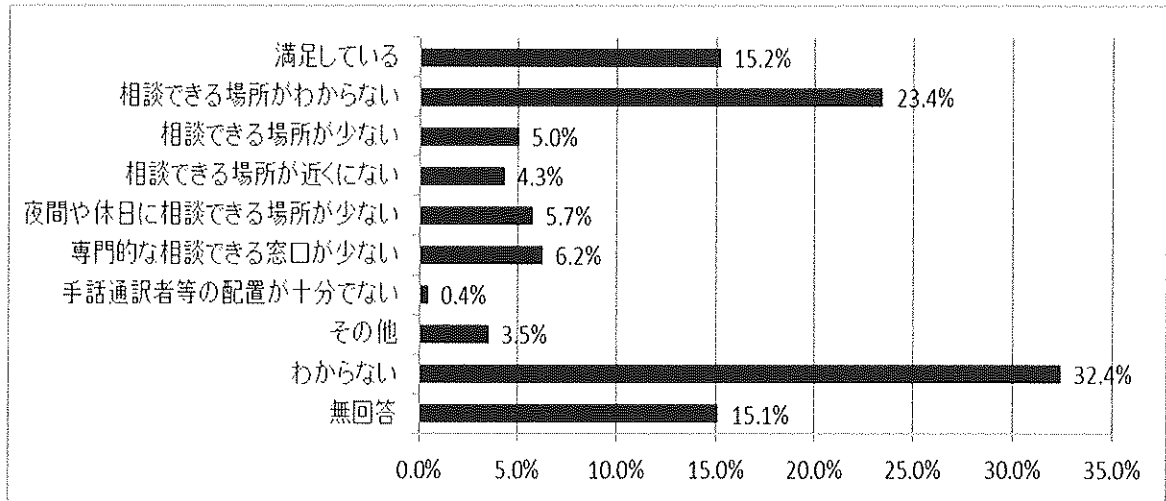
「障がい者基幹相談支援センター」のことを知らない人が68.1%います。前回4年前の調査（77%）に比べ認知度は上がりましたが、まだ、周知が行き届いていない現状があります。

*障がい者基幹相談支援センター…地域における相談支援の拠点として、障がいのある人やその家族等からの相談（福祉サービスの利用や日常生活での困りごとなど）に総合的に対応する窓口のことで、笛吹市では、平成27年4月に市役所福祉総務課障害福祉担当内に設置した。

■ 困ったときの相談場所に満足しているか？

【質問】あなたは、笛吹市の相談場所について、どのように感じていますか。

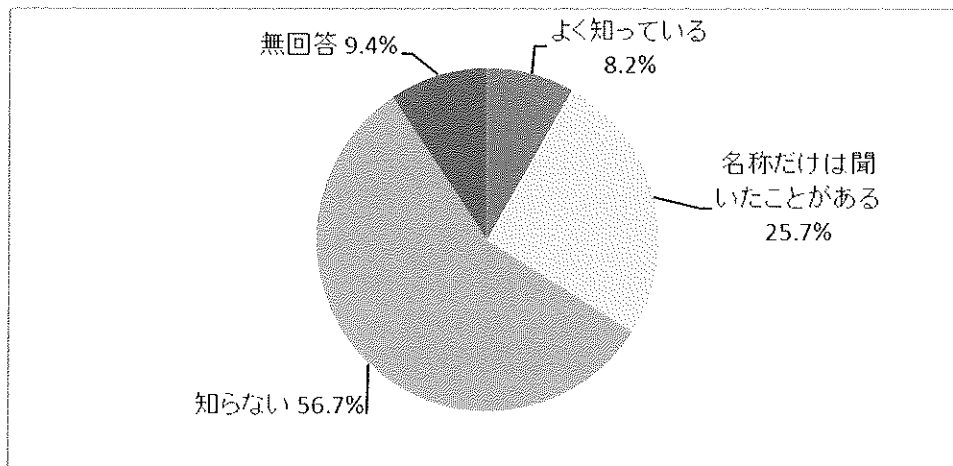
(※複数回答可)



困ったときの相談場所について、「満足している」と答えた人は、15.2%とまだ低い水準です。「相談できる場所が分からない」と答えた人が 23.4%いることから相談場所の周知と相談支援体制のさらなる充実が求められます。

■ 「障害者差別解消法」の認知度は？

【質問】あなたは、「障害者差別解消法*」のことを知っていますか。

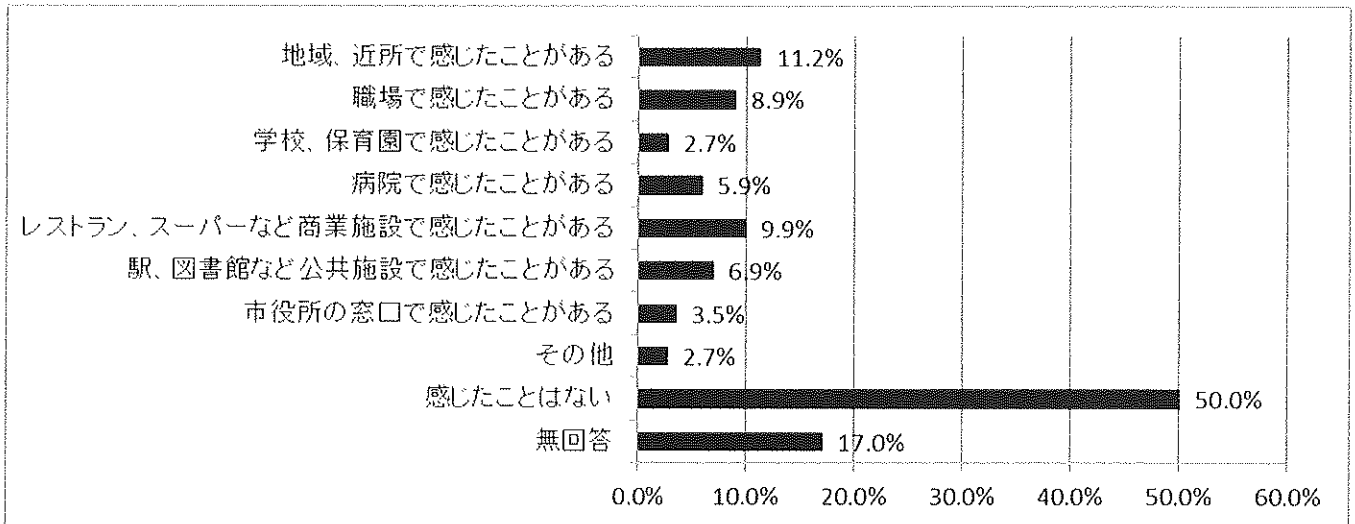


「障害者差別解消法」のことを知らない人が 56.7%を占めており、法の周知が進んでいません。

* 障害者差別解消法…行政機関や民間事業者に対して、障がい者に対する「障害を理由とする不当な差別的取扱い」を禁止し、社会の中にある障がい者にとっての障壁を除去するための配慮を行うよう求めた法律のこと。平成 28 年 4 月に施行された。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

■障がい者差別を感じたことは？

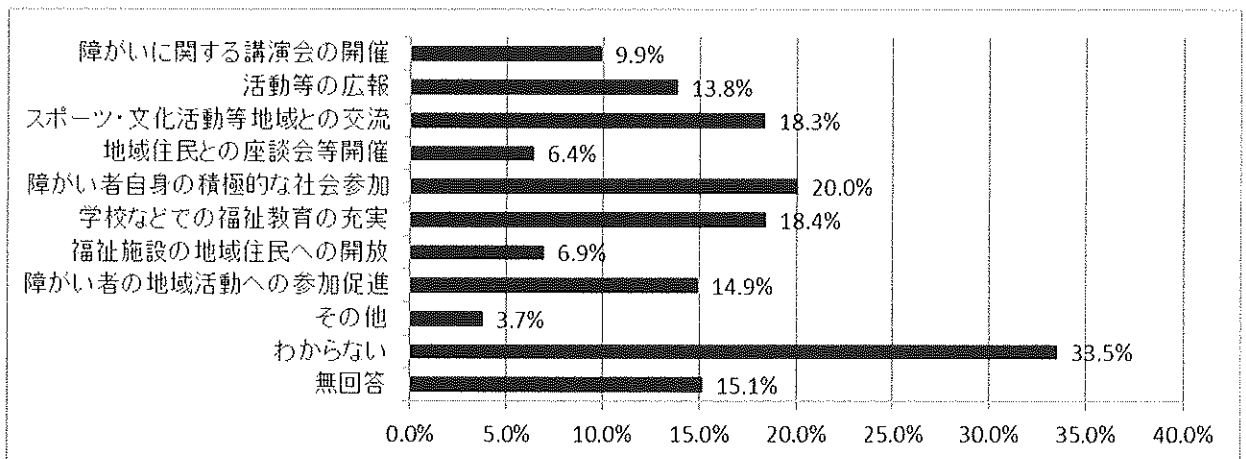
【質問】あなたは、日常生活や学校、職場などで差別や配慮不足を感じたことがありますか。(複数回答可)



「日常生活の中で差別や配慮不足を感じたことがある」と答えた人が、全体の33%に達しています。特に「地域、近所で感じたことがある」、「商業施設で感じたことがある」、「職場で感じたことがある」の回答率が高くなっています。地域社会に対する心のバリアフリーの浸透が求められます。

■「障がい」に対する地域の理解を深めるためには？

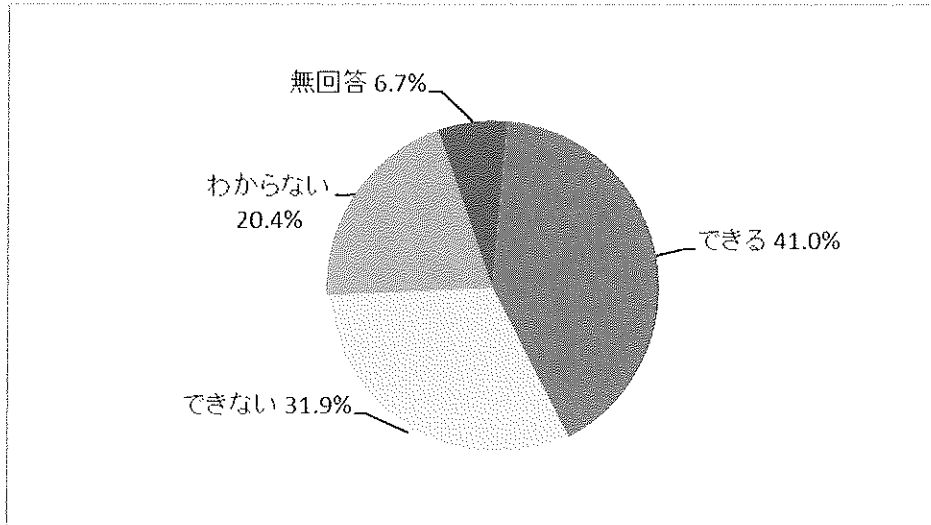
【質問】あなたは、「障がい」に対する地域の理解を深めるためにどんなことが必要だと思いますか。(複数回答可)



「障がい」に対する地域の理解を深めるために必要なこととして、「障がい者自身の積極的な社会参加」が20%で最も多く、「学校などでの福祉教育の充実」、「障がい者と地域との交流（スポーツ・文化活動・イベント等）」を望む率が高くなっています。

■災害時に一人で避難できるか？

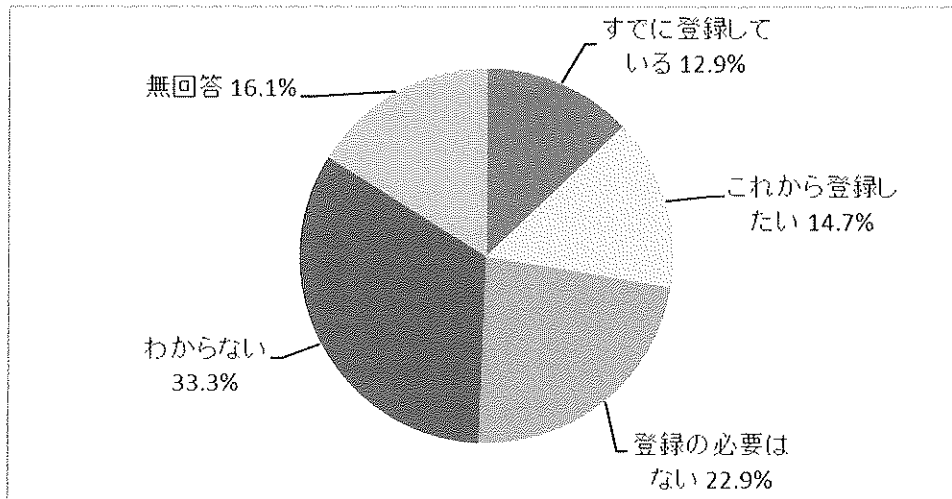
【質問】あなたは、もし地震や火災などが起きたら、一人で避難できますか。



災害が起きた時に、「一人で避難できる」と答えた人は、41%にとどまっています。災害発生時の地域における支援体制の整備が急がれます。

■「避難行動要支援者台帳*」への登録状況は？

【質問】あなたは、「避難行動要支援者台帳」への登録を希望しますか。



「避難行動要支援者台帳」への登録については、平成26年度に要援護者システムを構築し登録の促進を図っていますが、登録が済んでいる人は、12.9%に過ぎません。引き続き、制度の周知に努めていく必要があります。

* 避難行動要支援者台帳…災害時に自分ひとりで避難することが困難であることをあらかじめ地域の支援者や行政機関に知らせておくことにより、避難行動の支援や安否確認につなげることを目的とした台帳のこと。

3 障がい者施策をめぐる法整備等の状況

■ 発達障害者支援法の施行 (平成17年4月)

「発達障害」の定義が明確化され、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を超えて一体的な支援を行う体制の整備などが盛り込まれました。

■ 障害者自立支援法の施行 (児童福祉法の一部改正) (平成18年4月)

「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」が一元化され、地域生活移行の推進、就労支援、障害福祉サービス体系の再編などが図られました。

■ バリアフリー新法の施行 (平成18年12月)

(正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

公共交通機関、道路、建築物、都市公園、路外駐車場を含め、障がい者が利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進が図られました。

■ 教育基本法の全部改正 (平成18年12月)

「教育の機会均等」に関する規定に、「障害のある者が十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講ずべきこと」が新たに明記されました。

■ 障害者権利条約への署名 (平成19年9月)

(正式名称：障害者の権利に関する条約)

障がいのある人の人権、基本的自由の享有の確保、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がいのある人の権利を実現するための措置等を規定する条約に署名しました。

■ 障害者自立支援法の一部改正 (平成22年12月)

「発達障害」が、障害者自立支援法の対象として明記されました。

(笛吹市の主な動き)

笛吹市誕生 (平成16年10月)

笛吹市障害者基本計画策定 (平成19年3月)

笛吹市地域自立支援協議会を設置 (平成19年4月)

笛吹市発達障害支援連携会議設置 (平成23年4月)

■ **障害者基本法の一部改正** (平成23年8月)

「障害者の権利に関する条約」の理念に沿うための改正であり、目的規定や「障害者」の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障がい者の保護などが追加されました。

■ **障害者虐待防止法の施行** (平成24年10月)

(正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)

障がい者の権利利益の擁護に資するため、障がい者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者の保護、支援、養護者に対する支援の措置などが定められました。

■ **障害者総合支援法の施行（児童福祉法の一部改正）**
(平成25年4月)

(正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とし、「障害者」の範囲に難病患者等が追加されました。また、重度訪問介護の対象の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが図られました。

■ **障害者優先調達法の施行** (平成25年4月)

(正式名称：国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律)

国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進が図られました。

■ **障害者権利条約の批准** (平成26年1月)

「障害者の権利に関する条約」を締結するための、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の公布など法律が整備されたことを受け、日本は、障害者権利条約を締結しました。

(**笛吹市の主な動き**)

笛吹市第2次障害者基本計画策定(平成24年3月)

福祉総務課障害福祉担当内に障害者虐待センター機能を追加

笛吹市発達障害支援連携会議を改編し、笛吹市発達障害支援関係機関連絡会議を設置(平成26年6月)

笛吹市障害者就労施設等からの物品等の調達方針策定(平成26年6月)

笛吹市障がい者基幹相談支援センター開設(平成27年4月)

■ **障害者差別解消法の施行** (平成28年4月)

(正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

「障害を理由とする差別」の解消を推進するため、行政機関や民間事業者に対し、「障害を理由とする差別」の禁止と「合理的配慮」の提供が求められました。

■ **障害者雇用促進法の一部改正** (平成28年4月)

(正式名称：障害者の雇用の促進等に関する法律)

雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止および障がい者が職場で働く際の措置（合理的配慮の提供）等が規定されました。

■ **成年後見制度利用促進法の施行** (平成28年5月)

(正式名称：成年後見制度の利用の促進に関する法律)

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の財産管理や日常生活を支える重要な手段である成年後見制度の利用促進に関して、国の責務を明らかにし、施策の総合的、計画的な推進を図ることを目的としています。

■ **発達障害者支援法の一部改正** (平成28年8月)

発達障害者支援の一層の充実を図るため、「ライフステージを通じた切れ目ない支援」、「家族等も含めたきめ細やかな支援」、「地域の支援体制の構築」など、各機関の役割がさらに明確になりました。

■ **障害者総合支援法の一部改正（児童福祉法の一部改正）**
(平成30年4月)

障害者総合支援法の施行から3年経過後の見直しとして、「生活と就労に対する一層の支援」、「介護保険サービスの円滑な利用促進」、「障害児支援の拡充」、「サービスの質の向上」などが図られました。

(笛吹市の主な動き)

地域自立支援協議会内に障害者差別解消支援地域協議会機能を追加（平成28年6月）

笛吹市第3次障害者基本計画策定（平成29年3月）

笛吹市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定（平成30年3月）

■ **障害者文化芸術活動推進法の施行** (平成30年6月)

(正式名称：障害者による文化芸術活動の推進に関する法律)

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮および社会参加の促進が図られました。

■ **読書バリアフリー法の施行** (令和元年6月)

(正式名称：視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)

視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などの障がいによって読書が困難な人の読書環境が整備されます。

■ **障害者雇用促進法の一部改正** (令和2年4月)

(正式名称：障害者の雇用の促進等に関する法律)

障がい者雇用を一層促進するため、短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れおよび継続雇用の支援、国・地方公共団体の障がい者の雇用状況の的確な把握等に関する措置を講ずることが規定されました。

■ **障害者総合支援法の一部改正(児童福祉法の一部改正)**
(令和3年4月)

障害者総合支援法の3年ごとの見直しとして、「共同生活援助における重度化・高齢化に対する対応」、「自立生活援助の整備の促進」、「地域生活支援拠点等の機能充実」、「生活介護等における重度障害者への支援」、「質の高い相談支援の提供」などが図られます。

(**笛吹市の主な動き**)

笛吹市障害者活躍推進計画
策定(令和2年3月)

笛吹市第4次障害者基本計画
策定(令和3年3月)

笛吹市第6期障害福祉計画・
第2期障害児福祉計画
策定(令和3年3月)